

議案第 84 号

桐生市市税外収入督促等に関する条例等の一部を改正する条例案

桐生市市税外収入督促等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市市税外収入督促等に関する条例等の一部を改正する条例

(桐生市市税外収入督促等に関する条例の一部改正)

第1条 桐生市市税外収入督促等に関する条例(昭和32年桐生市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(桐生市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 桐生市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成17年桐生市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(桐生都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 桐生都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和54年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(桐生市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

第4条 桐生市公共下水道事業受益者分担金条例(平成17年桐生市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(桐生市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 桐生市後期高齢者医療に関する条例(平成20年桐生市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の次の各号に掲げる条例のそれぞれ当該各号に定める規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
  - (1) 桐生市市税外収入督促等に関する条例 附則第 3 項
  - (2) 桐生市農業集落排水事業分担金徴収条例 附則第 3 項
  - (3) 桐生都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 附則第 5 項
  - (4) 桐生市公共下水道事業受益者分担金条例 附則第 3 項
  - (5) 桐生市後期高齢者医療に関する条例 附則第 2 項

## 議 案 説 明

### 議案第 84 号 桐生市市税外収入督促等に関する条例等の一部を改正する条例 案

地方税法等の一部改正に伴い、税外諸収入金の延滞金について、所要の改正を行おうとするものです。